

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和7年4月1日時点)

所管局：教育庁

機関名称	東京都産業教育審議会		
機関種別	附属機関		
設置根拠法令等	産業教育振興法第11条、東京都産業教育審議会に関する条例		
設置年月日	1952-12-16		
機関の目的・所掌内容	都の産業教育の振興を図るため、都教育委員会若しくは知事の諮問に応じて、産業教育に関し、調査審議し建議する。		
委員数	0 名 (うち、女性委員数 0 名)		全委員未選任
会議公開	公開		
会議非公開理由			
議事録公開	公開		
議事録非公開理由			
備考			
HPのURL	https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/basic/council/industry_education_council		
問い合わせ先	教育庁 都立学校教育部 高等学校教育課 電話番号：03(5320)6742		